

平成20年6月6日付け総財財第33号各都道府県知事あて総務事務次官通知

「平成20年度地方財政の運営について」
(地方団体の財政運営に関する部分のみ抜粋)

(通知本体)

平成20年度の地方財政運営に当たっては、このような地方財政の現状を踏まえ、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、下記事項に十分留意の上、経済の動向に即応した機動的・弾力的な運営にも配意し、節度ある財政運営を行うようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願いいたします。

なお、本通知は「地方自治法」(昭和22年法律第67号)第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

第一 財政運営の基本的事項

1 平成20年度の経済財政運営と国の予算

なお、エネルギー・原材料価格高の影響等から景気の下振れリスクが高まっており、また、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられるので、各地方公共団体においては、経済動向を十分踏まえて適切な財政運営を行うよう配慮されたい。

3 平成20年度の財政運営の基本的考え方

地方公共団体においては、平成20年度末の借入金残高が197兆円と見込まれるなど極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、国・地方を通じ、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制と重点化を進め、効率的で持続可能な財政への転換を図ることが急務である。

また、財政の健全性の確保に留意しつつ、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興、地域活性化や生活の安全安心の確保等の重点施策の展開等に積極的に取り組むことが必要である。

平成20年度の地方財政運営に当たっては、以上のことを踏まえ、各地方公共団体においては、それぞれの歳出をその構造にまで踏み込んで厳しく見直し、財政健全化について、一層の努力を行う必要がある。あわせて、税収入の確保、受益者負担の適正化等財源の確保に努める一方、各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹することとして、節度ある財政運営に努められたい。

4 地方分権改革、市町村合併及び行政改革の推進等

(3) 行政改革の推進

地方分権を一層推進するためには、国民の理解を得ることが不可欠であり、地方公共団体が総力を挙げて行財政改革に取り組むとともに、適切に説明責任を果たし、各団体の取組状況を

比較可能な形で分かりやすく示すことが必要である。

総務省においては、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」（平成17年3月29日付け総務事務次官通知。以下「新地方行革指針」という。）を示し、「集中改革プラン」の公表をはじめとした行政改革に積極的に取り組むよう要請し、既にほとんどの団体で集中改革プランの公表が行われたところである。

地方公共団体においては、集中改革プランに明示した数値目標の達成に向け、同プランに基づく取組を着実に実施するとともに、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下「行革推進法」という。）等を受け策定された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成18年8月31日付け総務事務次官通知。以下「地方行革新指針」という。）を踏まえ、公共サービスの見直しや市場化テストの積極的な活用など、更なる行政改革に取り組まれない。

(4) 定員管理関係

定員については、「基本方針2006」において5年間で行政機関の国家公務員の定員純減（▲5.7%）と同程度の定員純減を行うこととされており、「地方行革新指針」を踏まえ、集中改革プランにおける定員管理の数値目標の着実な達成に引き続き取り組むとともに、毎年度の達成状況を検証するなどして、職員数の一層の純減を図られたい。

「新地方行革指針」に基づき、事務・事業全般にわたり総点検を実施するなど、民間委託等を推進されたい。なお、技能労務職の採用に当たっては、真に正規職員でなければ対応できないものであるか等について十分検討されたい。

また、国の法令による定員配置の基準を超えて職員を配置している場合にあっては、当該法令の趣旨等を踏まえて、定数の適正化を図るなど、適切に対処されたい。

(5) 給与関係

給与については、「地方公務員の給与改定に関する取扱い等について」（平成19年10月30日付け総務事務次官通知）及び「地方行革新指針」等に基づき、特に次の事項について適切に対応されたい。

ア 給与構造見直しと給与の適正化等

地域民間給与の適切な反映等を内容とする国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直しをいまだ実施していない団体においては、直ちにこれを実施すること。

また、人事委員会機能を発揮することなどにより、地域の民間給与をよりの確に反映させること。

イ 技能労務職員等の給与

技能労務職員の給与については、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」（平成19年7月6日付け自治行政局公務員部長・大臣官房審議官（公営企業担当）通知）に留意し、技能労務職員及び地方公営企業においてこれに相当する職種に従事する職員等の給与等について総合的な点検を行い、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民に分かりやすく明示した取組方針を、19年度中を目途に策定し公表することを要請したところであるが、いまだ策定・公表していない団体には、直ちに策定し公表すること。

ウ 給与・諸手当の適正化

給与や諸手当において不適正な制度・運用がある場合には、直ちにその適正化を図ること。特に、地域手当について、国における指定基準に基づく支給割合を超えて支給している団体、支給地域に該当していない地域において支給している団体にあつては、直ちに是正すること。

エ 退職手当

退職手当についても、国家公務員における退職手当の構造面の見直しを踏まえた見直しを実施していない団体においては、速やかに国に準じて見直すとともに、退職時の特別昇給を廃止していない団体においては、直ちに是正措置を講じること。

(6) 給与及び定員管理の状況の公表

給与及び定員管理の状況の公表については、平成18年3月から運用開始している給与情報等公表システムについて、住民等が団体間の比較分析を十分行えるよう公表様式に沿った情報開示を徹底されたい。

5 財政の健全化の推進

地方公共団体においては、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行政システムを確立するため、次の事項に留意の上、財政健全化に努められたい。

また、都道府県においては、当該都道府県内の市町村の財政運営に関する総合的な調査等を通じて、行財政運営の適正合理化、財政構造の改善、適正な財務処理等市町村の財政運営全般についての的確な助言を行うなど適切に対処されたい。

(1) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「地方公共団体財政健全化法」という。）は、本年4月1日から健全化判断比率及び資金不足比率の公表等に関する規定が施行され、平成19年度決算から適用されることから、健全化判断比率等の適正な算定を行った上で、手続に従って速やかに公表すること。

(2) 「地方公共団体財政健全化法」による財政健全化計画の策定の義務付け等に関する規定は平成21年4月1日から施行され、平成20年度決算から適用されることを念頭に置き、普通会計のみならず、公営企業などの特別会計や地方公社・第三セクター等の状況について、収支、経営状況、資産及び将来負担の実態も含め適切に把握し、当該団体の財政状況を全体としての的確に分析した上で、総合的な行財政の健全化に取り組むこと。

(3) 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示を進めること。また、「財政状況等一覧表」や「財政比較分析表」の作成・公表をしているところであるが、こうした取組を更に進めるため、「地方公共団体の歳出比較に係る財政情報の開示について」（平成20年2月8日付け自治財政局財務調査課長通知）に基づき作成・公表している「歳出比較分析表」の活用も図り、財政情報の開示を一層推進すること。

(4) 公会計の整備については、「新地方公会計制度実務研究会報告書」（平成19年10月17日公表）における「基準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」を活用し、「公会計の整備推進について」（平成19年10月17日付け自治財政局長通知）の内容にも留意して、「地方公共団体財政健全化法」の施行を踏まえ、平成21年度までに一定の資産評価を行った上で財務書類を整備できるよう取り組むこと。

また、「行革推進法」の趣旨及び「地方行革新指針」において資産・債務改革の方向性と具体的な施策を平成21年度までに策定することとされていることを踏まえ、資産・債務改

革に向けた取組を進めること。

(5) 公金の取扱い及び予算執行等については、関係法令に則り適正に行うよう留意すること。特に、一時借入金や外部団体等に対する短期貸付金については、会計年度独立の原則や出納整理期間の趣旨を逸脱することのないよう適正な財務処理を図ること。

(6) 債務負担行為の設定に当たっては、将来の財政への影響を十分に考慮して、過大な負担が生じることのないよう、慎重に行うこと。また、本来地方公共団体自らの責務とすべきものについて、債務負担行為を設定することにより、地方公社等に肩代わりさせ、負担を先送りさせるようなことは厳に慎むこと。

なお、国営土地改良事業に対する負担金等を含め、債務負担行為の設定が必要なものについては、適切に予算計上すること。

(7) 国と地方公共団体間、地方公共団体相互間等における財政秩序は、これを厳に保持する必要がある、各地方公共団体においては、「地方財政再建促進特別措置法」（昭和30年法律第195号）第24条（平成21年4月1日以降においては「地方公共団体財政健全化法」附則第5条）の規定等を踏まえ、引き続き財政秩序の維持・確立に努めること。

なお、同条ただし書の規定により、地方公共団体が国立大学法人等に対して寄附金等を支出できる場合の要件・手続を定めた「地方財政再建促進特別措置法施行令」（昭和30年政令第333号）については、地方公共団体と国立大学等が連携した地方再生を進める観点から、その制限を緩和するとともに手続の簡素化等を図ったところであり、「地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令等について」（平成20年3月19日付け自治財政局財務調査課長通知）及び「国立大学法人等に対する寄附金の支出等に関する取扱いについて」（平成19年12月28日付け自治財政局財務調査課長通知）に基づき、適切に対処すること。

第二 歳入に関する事項

1 地方税

地方税については、社会経済情勢の変化に即応しつつ、次の事項に留意し、税収の確保に努められたい。

なお、地域経済振興施策の適切な実施等による将来の税源のかん養にも配慮されたい。

(5) 平成19年より税源移譲が実施されたことにかんがみ、地方税の賦課徴収については、課税客体、課税標準等の的確な把握、着実な滞納整理の実施等従前にも増して執行面における税負担の公平確保に努めるとともに、効率的な体制の整備及び事務の執行に留意すること。

(6) 課税自主権を活用し、地方自ら財源確保を図ることは、地方分権の観点から望ましいものであるが、超過課税については、その実施や継続に当たって、その趣旨について説明し、周知徹底を図るなど、納税者等の理解と協力が得られるよう、十分な配慮を払うこと。

法定外税の新設又は変更については、公平・中立などの税の原則に則り、税負担を求める者の範囲や課税標準の在り方などについて、十分な検討を行うこと。また、税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少数の納税者に対し課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めること。

6 地方債

地方債については、平成20年4月30日及び5月13日付けで「平成20年度地方債同意等基準」（平成20年総務省告示第264号及び第292号）、「平成20年度地方債計画」（同第266号及び第294号）及び「平成20年度地方債充当率」（同第265号及び第293号）を告示しているところであり、次の事項に留意されたい。

(1) 平成20年度地方債計画の総額は、1兆4,776億円（前年度比332億円、0.3%減）、このうち普通会計分は9兆6,055億円（前年度比474億円、0.5%減）、公営企業会計等分は2兆8,721億円（前年度比142億円、0.5%増）であり、次の措置を講じていること。

イ 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債2兆8,332億円を計上していること。なお、資金については、原則として市町村について財政融資資金を配分することとし、8,500億円を確保していること。あわせて、一般公共事業債、学校教育施設等整備事業債、一般廃棄物処理事業債、地域活性化事業債及び臨時地方道整備事業債の一部に係る充当率の臨時的引上げ等により財源対策債として1兆5,400億円を計上していること。なお、これは個別の地方公共団体の財政措置に不均衡が生じないように調整を図るための調整分を含めて計上しているものであること。

ウ 団塊の世代の大量定年退職等に伴う退職手当の大幅な増加に対処するため、将来の人件費の削減に取り組む地方公共団体を対象に、退職手当債5,900億円を計上していること。

エ 集中改革プラン等に基づき数値目標を設定・公表して計画的に行政改革を推進し財政の健全化に取り組む団体及び地域経済の活性化や地域雇用の創造による地域の再生に取り組む団体が、必要な公共施設の整備等を円滑に実施することができるよう、当該事業に係る通常の地方債に加えて行政改革等推進債を充当することができることとし、4,400億円を計上していること。

(6) 地方債の管理に当たっては、施設の耐用年数等を勘案しつつ適切な地方債の償還条件を選択し、公債費負担の中長期的な平準化に十分留意すること。また、償還途中において平準化を図る必要が生じた場合は、借換えにより対処するものとする。なお、償還期間を延長する等借入条件を変更することは、市場関係者に対して債務の繰り延べとの印象を与えかねないため、慎むこと。

第三 歳出に関する事項

1 給与関係経費等

地方財政において大きな比重を占める給与関係経費については、地方公共団体において適正化のための努力が払われてきているところであるが、なお一部の地方公共団体においては十分とはいえ、地方財政の状況と給与関係経費の在り方に対する世論の動向等にもかんがみ、引き続き積極的にその適正合理化に取り組む必要がある。このため、次の事項に留意し、引き続き給与関係経費の抑制と適正化に努力されたい。

2 一般行政経費等

一般行政経費等については、次の事項に留意し、経費全般について徹底した見直しを行い、その節減合理化に努められたい。

(3) 高等学校以下の私立学校に対する助成については、地方財政計画に前年度比0.5%増の額を計上するとともに、地方交付税措置を講じることとしていること。

3 投資的経費

投資的経費については、次の事項に留意し、公共事業及び地方単独事業の計画的・効率的な執行に努められたい。

4 公債費

公債費については、前年度比1.7%増の13兆3,796億円を計上しているが、依然として高い水準にあることにかんがみ、公債費に係る地方交付税措置や減債基金における既発債の償還財源の積立状況等を考慮し、実質的な後年度負担を把握しつつ年次償還計画を策定することなどにより、中長期的観点に立った適切な財政運営の確保に努められたい。

第四 地方公営企業等に関する事項

3 地方独立行政法人、地方公社、第三セクター

地方独立行政法人、地方公社及び第三セクターについては、以下の事項に留意し、適切に対処されたい。

- (1) 地方独立行政法人、地方公社（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。）や第三セクターについては、その経営の適否が地方公共団体の財政に重大な影響を及ぼすことにかんがみ、「地方公共団体財政健全化法」の将来負担比率に地方独立行政法人、地方公社、第三セクターの負債・債務のうち一定部分を一般会計負担見込額として算入することとされたところであり、「新地方行革指針」、「行革推進法」及び「地方行革新指針」を踏まえ、改革に取り組むこと。
- (2) 「地方公共団体財政健全化法」に基づく「損失補償債務等に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準」（平成20年総務省告示第242号。以下「損失補償等負担見込額の算定基準」という。）等に基づき、第三セクター及び地方公社の経営状況や資産債務の状況について把握に努めること。その際、第三セクター及び地方公社の財務諸表の適正性の確保に留意するとともに、経営状況が悪い第三セクター及び地方公社については、より詳細な資産調査等を行うことを検討すること。
- (3) 第三セクター等の改革については、「第三セクターに関する指針」（平成15年12月12日付け自治財政局長通知）の趣旨を踏まえた積極的な取組を要請してきたところであるが、「第三セクター等の資金調達に関する損失補償のあり方について（中間まとめ）」（平成19年10月17日債務調整等に関する調査研究会報告）を踏まえ、総務省において、新たにガイドライン等を策定し、第三セクター等の資金調達に係る損失補償について、住民への情報開示の徹底、損失補償契約を締結しようとする際の手続面の厳格化を求めるとともに、第三セクター等の存廃も含めた改革を進めるための方策を示すこととしているので留意すること。その際、損失補償債務等負担見込額の算定基準等により経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等については、その存廃も含めた改革を進めるため、平成20年度中に外部専門家等で構成される「経営検討委員会」（仮称）を設置し、評価検討を行うとともに、その検討結果を踏まえ、平成21年度までに「改革プラン」（仮称）を策定するなど、集中的な取組を要請することを予定しているので、各地方公共団体においては、対象とすべき第三セクター等の選定など、必要な準備を進めること。

(4) 土地開発公社については、「新地方行革指針」を踏まえ、その経営改善等について積極的に取り組み、経営の改善が極めて困難と判断される場合には、その存廃も含め抜本的な検討を行うこと。

また、土地開発公社の運営に当たっては、特に次の点に留意すること。

ア 「地方公共団体財政健全化法」に規定する将来負担比率の算定において、土地開発公社の自主事業用土地等の時価評価等が必要となることから、これに適切に取り組むこと。また、土地開発公社の負債を算定した結果、将来的に一般会計等に過大な負担を生じる可能性がある場合には、早急に抜本的な対応策を検討すること。

イ 土地開発公社の経営の健全化に当たっては、「土地開発公社経営健全化対策について」（平成16年12月27日付け総務事務次官通知）及び「土地開発公社経営健全化対策について」（平成20年2月6日付け自治行政局地域振興課長・自治財政局地方債課長通知）に基づき、公社経営健全化団体が指定され、健全化のための取組が行われているところであるが、その他の地方公共団体についても、より一層の経営の健全化に取り組むこと。

ウ 新たな土地の取得については土地利用計画等を慎重に検討し、土地開発公社が現に保有している土地については事業計画の見直し等を含めて処分の促進に努め、特に保有期間が長期にわたる土地については、処分を適切に行うこと。また、土地取得手続の適正化、金利の低減や経営状況に関する積極的な情報公開等に努めること。

エ 地方公共団体が、土地開発公社の保有する公共公用施設用地を再取得することなく事業の用に供することや、再取得に要した費用を長期にわたり繰り延べることは不適切な財政運営であることから、速やかにその改善を図ること

(5) 供用中の有料道路のうち採算性が悪化しているものについては、経費の節減、料金の適正化等に努めること。また、新たな有料道路の建設については、当該道路整備の緊急性、採算性等を十分検討し、慎重に対処すること。さらに、地方道路公社については、新たに「地方公共団体財政健全化法」に規定する将来負担比率の算定が必要となることから、これに適切に取り組むとともに、経営状況に関する積極的な情報公開等を行うこと。

(6) 地方独立行政法人、地方公社及び地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人に対しては、その職員数及び職員の給与に関する情報を公開するよう引き続き要請すること。

また、地方公社及び第三セクター等については、「地方行革新指針」を踏まえ、人件費抑制、随意契約の見直し等に向け取組を進めること。